国立大学法人東京外国語大学におけるテニュア・トラック教員の任期の特例 の申出方法等に関する申合せ

> 令和7年 1月21日 規 則 第 5号)

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学における教員の任期に関する規程(平成 21 年規則第51 号。以下「任期規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用されたテニュア・トラック教員が当該任期中に休業等を取得した場合の任期の特例(以下「任期特例」という。)の申出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出方法)

第2条 任期特例は、所定の様式により、所属する部局等の長を経由して学長に申し出るものとする。

(延長期間)

- 第3条 任期特例により延長する期間(以下「延長期間」という。)の単位は、月とする。
- 2 期間の計算は、暦に従うものとする。
- 3 前項の場合において、月の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 4 前 2 項の場合において、月に満たない期間が 2 以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、3 0 日をもって 1 月とする。
- 5 延長期間は、当該期間中に取得した任期規程第4条第1項各号に掲げる休業等(以下「育児休業等」という。)及び取得する予定の育児休業等のすべての期間を前3項の規定により計算して得られる期間(以下「延長可能期間」という。)の範囲内とする。

(申出期限)

第4条 任期特例の申出は、原則として、育児休業等の終了日の翌日から起算して1月を経過する日又は当該テニュア・トラック教員の任期が満了となる日(以下「任期満了日」という。)の6月前の日のいずれか早い日までに申し出るものとする。

(申出回数)

- 第5条 任期特例の申出は、一の育児休業等について1回に限り、申し出ることができる。
- 2 産前産後休暇の期間から引き続いて育児休業を取得した場合(当該育児休業の育児休業終了予定日を変更した場合を含む。)は、一の育児休業等とみなして前項の規定を適用する。

(申出期間の変更)

第6条 申し出た任期特例の期間は、原則として変更することはできない。ただし、育児休業等の期間が変更になった場合(育児休業終了予定日を変更した場合を含む。)は、この限りでない。

附則

この申合せは、令和7年1月21日から施行する。